IEEE 82079-1:2019 の JIS 化と製品安全 DX への影響

1. 概要

IEEE 82079-1:2019 の JIS 化が 2025 年 11 月に素案取りまとめ、2026 年からの施行を 見込む中、本改正は日本における「紙文化」「印刷物主義」に依存した製品情報提供体 制を大きく変革するものである。使用情報の提供手段が電子的・動的な形式へ移行し、 DX (デジタルトランスフォーメーション)を推進する起点となる。

2. IEEE 82079-1:2019 JIS 化による変革の核心

- 使用情報は「使用者に伝わって初めて意味がある」と定義。
- 電子メディアや画面遷移、音声、OR コード等も正規の提供手段として認定。
- ライフサイクル全体(出荷前後~使用期間中)をカバーする情報設計が必須。
- SCODT のようなタイミング通知や画面切替機能が標準手段として認知される可能性。

3. JIS 制度・PL 法との比較と変化

旧来のJIS や PL 法では、製品の取扱説明書を「印刷物」とみなす傾向が強く、情報が届いたかどうかの確認や証明は求められなかった。しかし、IEEE 82079-1:2019 に準拠する形では、情報の「到達」が義務として位置づけられ、DX による通知履歴・アクセス履歴が責任履行の根拠となる。

4. 影響を受ける業界・制度

- 製品安全・PL 訴訟: 紙の配布だけでは通知義務を果たしたとは言えなくなる。
- 食品・製品回収:リコール通知が電子的に届かない場合、制度上の瑕疵となる可能性。
- 保険・認証制度: UI 設計や通知履歴がリスク評価・設計審査に組み込まれる。
- <mark>官製ガイドライン</mark>: 紙中心の制度設計(農水省、経産省、消費者庁)を全面改定の必要性。

5. 結論

IEEE 82079-1:2019 の JIS 化は、「情報が届いたこと」が責任履行の基準となる制度変革であり、日本における DX 遅延を是正し、SCODT のようなデジタル通知システムが国際整合的な標準となる契機である。製品安全と消費者保護の高度化を図るため、早急な制度対応と認証体系の刷新が求められる。